

この公告は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定  
(SPS 協定)附属書 B の 5(a)に基づくものです。

検査証明書が添付されていない植物に対する植物検疫上の取扱いの変更について

下記のとおり、検査証明書が添付されていない植物に対する植物検疫上の取扱いの変更予定ですので、お知らせします。御意見のある場合は、下記の要領でご提出下さい。

## 記

- 1 件名  
検査証明書が添付されていない植物に対する植物検疫上の取扱いの変更
- 2 対象品目  
植物防疫法第 2 条に規定される植物
- 3 趣旨及び目的  
重要病害虫の日本への侵入を防止するため、郵便や携行手荷物により植物を日本へ輸入しようとする者も例外なく検査証明書 (phytosanitary certificate) が必要となる。
- 4 適用予定日  
2018 年 10 月 1 日
- 5 意見提出先  
農林水産省消費・安全局植物防疫課  
〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1  
TEL (03)6744-7167 内線 4570  
FAX (03)3502-3386
- 6 意見提出期限  
WTO 事務局から配布された日から 60 日間